

# 旧築地市場（5）ろ過室ほか解体工事

## 工事説明会

令和6年1月

東京都中央卸売市場

# 本日のご説明内容

## **(1) 解体工事の概要**

## **(2) アスベスト含有建材の除去**

## **(3) 工事中の安全対策・公害防止対策**

①車両対策・交通安全対策

②粉じん抑制対策

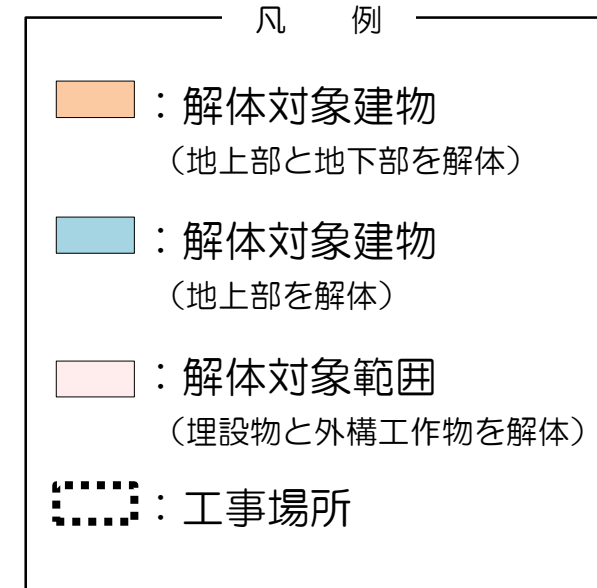
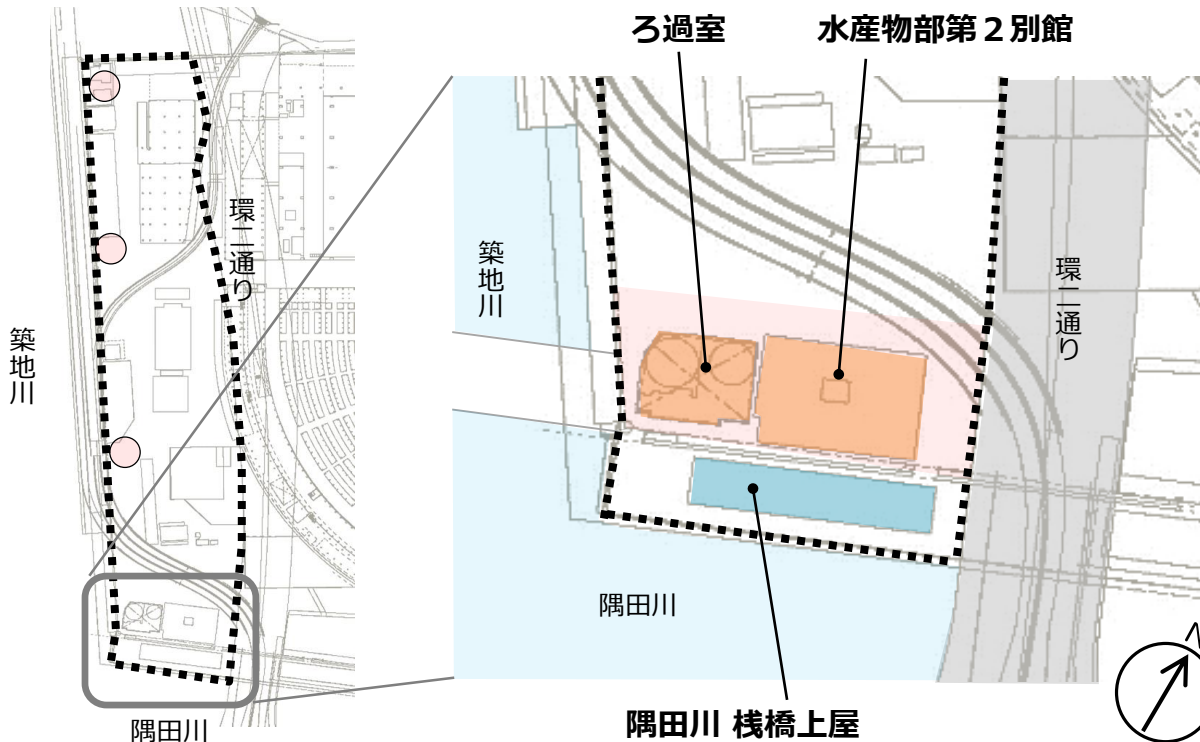
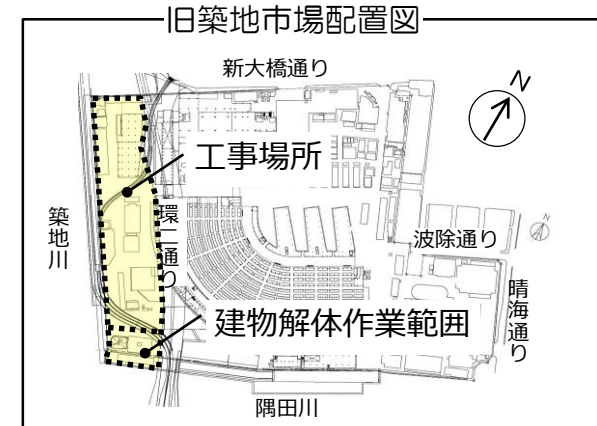
③騒音、振動抑制対策

④汚染土の拡散防止対策

## **(4) 工事中の作業内容のお知らせ方法**

# (1) 解体工事の概要




- 工事対象：**
- ①地上部と地下部の建物解体  
2棟・約1,280㎡
  - ②地上部の建物解体  
1棟・約 580㎡
  - ③埋設物、外構工作物の解体

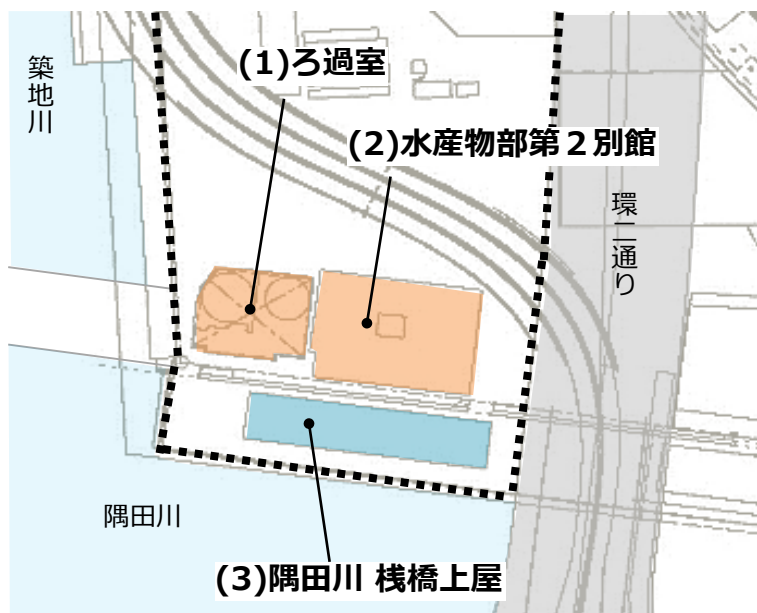


# (1) 解体工事の概要

## 工事対象:

凡 例

	解体対象建物 (地上部と地下部を解体)
	解体対象建物 (地上部を解体)
	工事場所



Google Earth

名称	構造	規模	延べ面積	高さ
<b>建物の解体</b>				
<b>地上部と地下部を解体する建物</b>				
(1) ろ 過 室	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	地上3階・地下1階	約 630㎡	約 11 m
(2) 水 産 物 部 第 2 別 館	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	地上2階	約 650㎡	約 9.5 m
<b>地上部を解体する建物</b>				
(3) 隅 田 川 栈 橋 上 屋	鉄骨造	平屋建て	約 580㎡	約 6.35m
<b>外構工作物の解体</b>				
舗装、樹木、埋設管路、排水ポンプほかの撤去				

# (1) 解体工事の概要

**発注者:** 東京都知事 (工事担当: 中央卸売市場事業部施設課)

**受注者:** 阿世知・金房建設共同企業体

**予定工期:** 令和5年10月10日 から 令和6年12月10日 まで  
※現場着手は令和6年2月1日頃を予定しています

**作業時間:**

○原則、午前8時～午後6時頃

(大きな音の出る作業は午後5時頃までとします)

○原則、日曜日、祝日、年末年始は休工期

※次の場合は作業時間の変更、休日の作業を行う場合があります

- ・台風、暴風雨、地震などの緊急時及び保安上必要と判断される作業が生じた場合
- ・道路交通法などにより車両の通行規制を受ける搬出入作業について、関係機関の指示又は指導があった場合
- ・その他、事故等やむを得ない事情が生じた場合
- ・工事進捗上、連続して作業を行う必要がある場合

※作業内容は、仮囲いに週間工程表を掲示しお知らせいたします

※夜間、日曜日、祝日作業の際は、事前に工事情報等掲示場所に掲示致します

# (1) 解体工事の概要

## 解体手順：

①内外装材・設備機器等の撤去、アスベスト含有建材の除去



②地上部を解体する建物周囲にパネルなどの囲いを設置



③各建物の地上部・地下部の躯体解体



④埋設物、外構工作物ほかの解体

※解体手順は一例です

関係機関と協議しながら、建物や状況に応じて適切に解体作業を行います



建物周囲の囲いの例



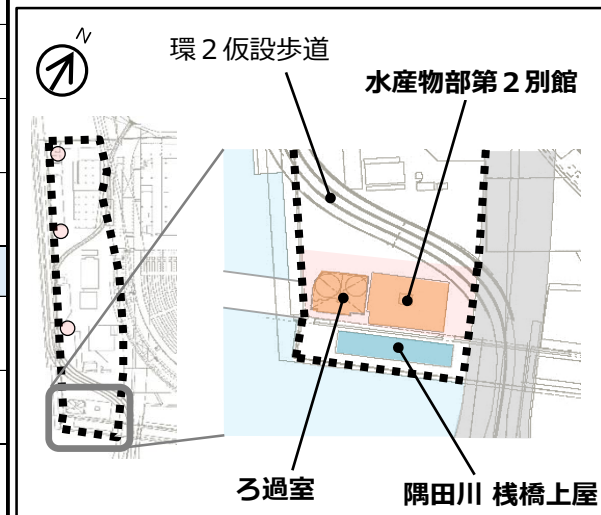
躯体解体の例



# (1) 解体工事の概要

## 予定工程表：

主な作業内容	令和6年											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
<b>ろ過室、水産物部第2別館の解体</b> <span style="float: right;">工事完了▼</span>												
内外装材 ・設備機器等の撤去	■											
アスベスト含有建材 の除去	■											
地上部躯体解体				■								
地下部躯体解体 ・埋設物等解体						■ ※解体後の埋戻し・整地を含みます						
<b>隅田川 棧橋上屋の解体</b>												
設備機器等の撤去		■										
地上部躯体解体		■										
外構工作物の解体	■ ※工事進捗状況等に応じて、適時撤去します											



※ろ過室と水産物部第2別館は、同時に解体作業します

※ろ過室と水産物部第2別館の躯体解体着手は、環状2号線工事（建設局）の仮設歩道の撤去後の予定です

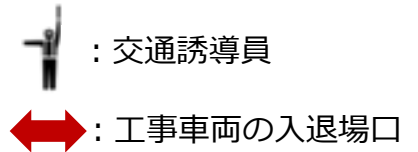
※工事で生じる産業廃棄物等は、適時、場外処分場に搬出します

※現在の予定工程です。今後、変更となる場合があります

# (1) 解体工事の概要

## 工事車両の入退場口：

○環状2号線工事ゲートを主に使用





## (2) アスベスト含有建材の除去

### アスベスト含有建材の種類：

- アスベスト含有建材は発じん性（粉じんの発生のしやすさ）などにより除去方法が異なります。関係法令などに則り適切に除去します
- 除去したアスベスト含有建材は、関係法令に則り都道府県知事等の許可を有する運搬業者が場外搬出し、都道府県知事等の許可を有する処分場で適切に処分します

#### レベル1

発じん性  
著しく高い

吹付材



#### レベル2

発じん性  
高い

断熱材等

(断熱材、保温材、  
耐火被覆材)



#### レベル3

発じん性  
比較的低い

成形板等



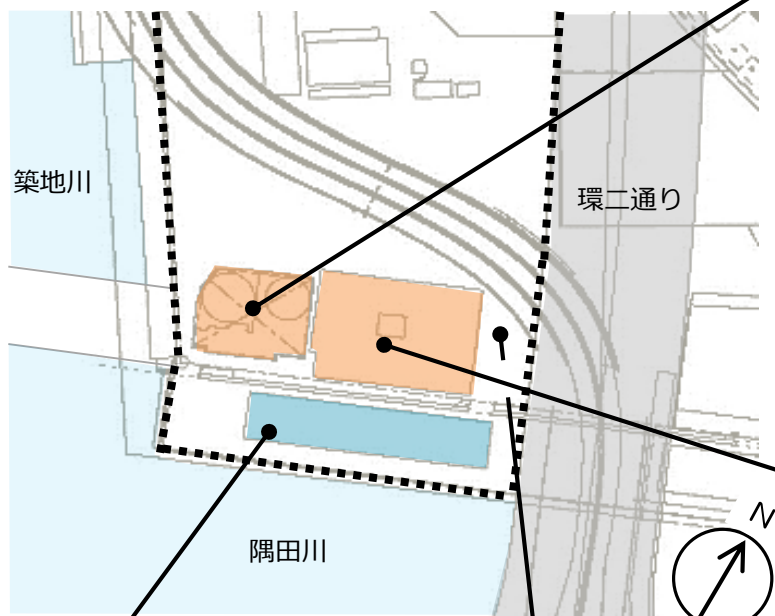
発じん性  
比較的低い

仕上塗材



## (2) アスベスト含有建材の除去

### アスベスト含有建材の使用箇所：



#### 【ろ過室】

- レベル1** ・現時点で使用は確認されていません
- レベル2** ・一部の内装断熱材  
・一部の配管保温材
- レベル3** ・一部の内装の  
床材、壁材、天井材などの成形板

#### 【水産物部第2別館】

- レベル1** ・現時点で使用は確認されていません
- レベル2** ・現時点で使用は確認されていません
- レベル3** ・一部の内装の  
床材、壁材、天井材などの成形板

#### 【隅田川 栈橋上屋】 【外構工作物】

- ・現時点で使用は確認されていません

※現時点での調査結果です

今後の工事進捗に応じて適時、調査します。この結果、内容に変更が生じる場合があります  
調査結果など石綿含有建材除去作業に関する情報は、仮囲いに掲出します

※関係法令等では原則、レベル3建材は負圧隔離養生を設置して除去する必要はありませんが、本解体工事においては安全な除去のため、必要に応じて負圧隔離養生を設置する場合があります

# (2) アスベスト含有建材の除去

## アスベスト除去方法 (参考)

レベル1

レベル2 (断熱材、耐火被覆材)

①作業場所の  
事前清掃

②作業場所の隔離  
(セキュリティゾーン、  
プラスチック製隔離シート、  
集じん・排気装置などの設置)

③アスベスト含有建材の湿潤化  
(粉じん飛散抑制剤散布)

④除去工具で除去



⑤粉じん飛散防止措置し  
プラスチック製袋で二重  
に梱包・密封し処分場へ

⑦作業場所の清掃、隔離シート撤去

⑥除去面、隔離シートに  
粉じん飛散防止処理剤散布



写真※：厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル令和3年3月」より出典

※除去方法は一例です。関係機関と協議しながら、建物や状況に応じて適切に除去作業を行います



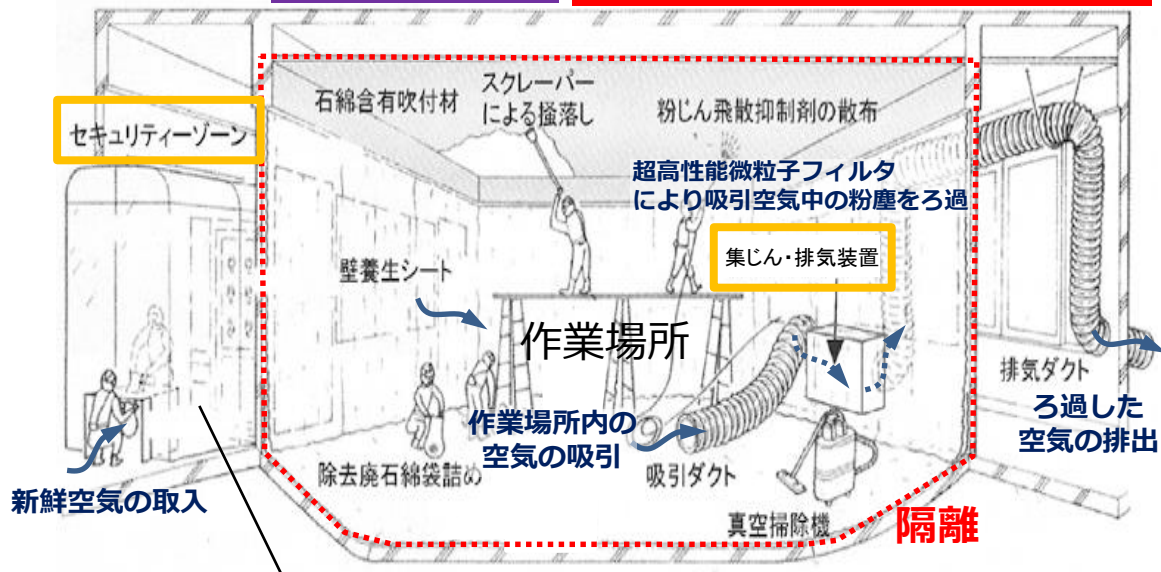
# (2) アスベスト含有建材の除去

## 作業場所の隔離について

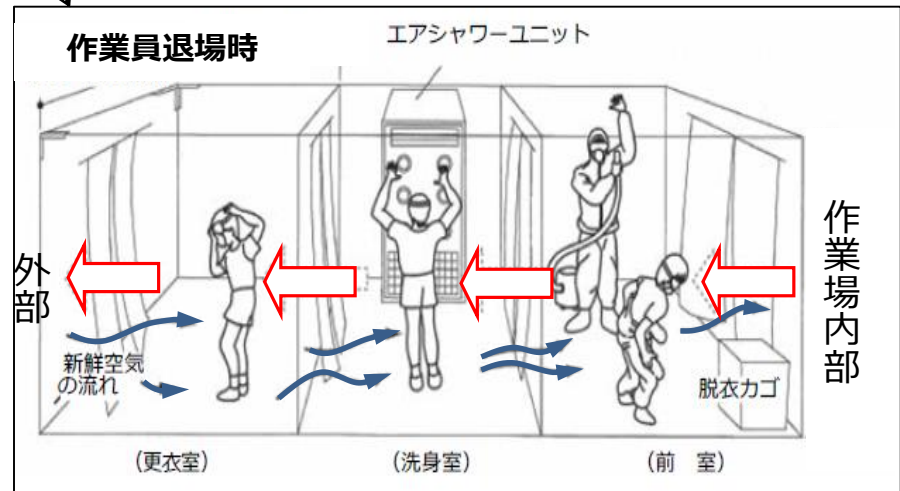
- アスベスト除去対象箇所はプラスチック製隔離シートによって周辺と隔離し、集じん・排気装置とセキュリティゾーンを設置
- 3層構造のセキュリティゾーンにより、作業員が出入りする際のアスベスト粉じんの外部への流出を防止

レベル1

レベル2 (断熱材、耐火被覆材)



作業場所の隔離の例



イラスト：建設業労働災害防止協会「建築物の解体工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」

：厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル令和3年3月」より出典

# (2) アスベスト含有建材の除去

## アスベスト粉じん濃度測定について

レベル1

レベル2 (断熱材、耐火被覆材)

【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）  
に基づく建物周辺における測定】

- 除去作業前、※<sup>1</sup>除去作業中および除去作業完了後に、アスベスト除去対象建物の周辺で、アスベスト粉じん濃度測定を実施（◎）

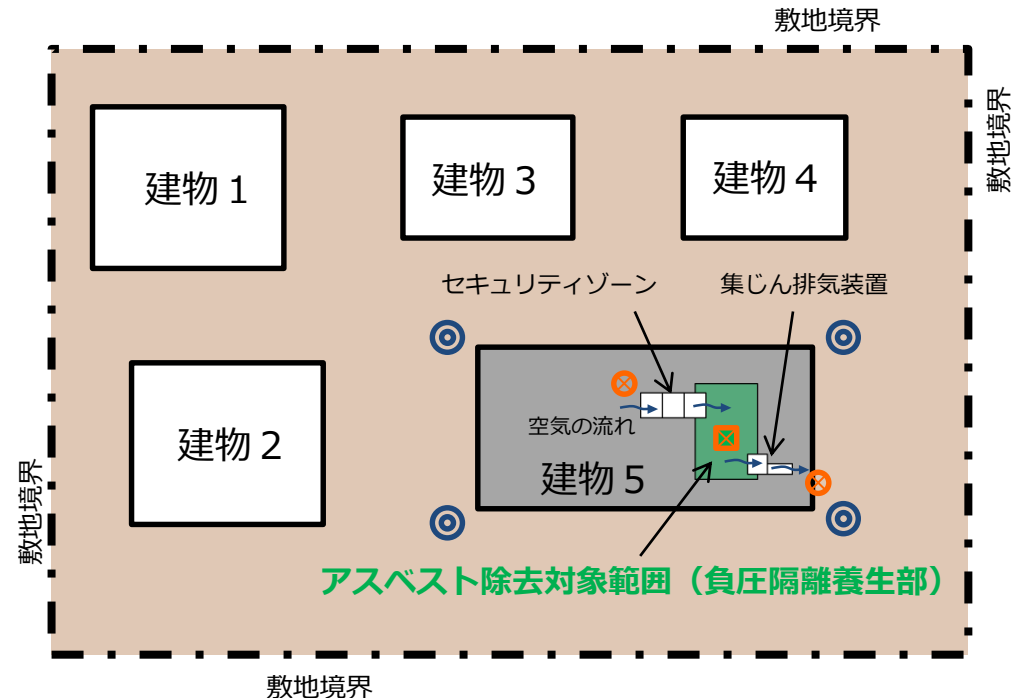
※1：除去作業期間が6日を超える場合は6日ごとに1回以上

【対策の万全を期すための作業場近傍における測定】

- 本解体工事では、※<sup>2</sup>除去作業中に作業場近傍（セキュリティゾーン出入口、除じん・排気装置の排気口）で測定を実施（⊗）

※2：除去作業期間が6日を超える場合は6日ごとに1回以上

- 除去作業後、作業場内にアスベスト粉じんの浮遊がなく、大気中へアスベスト粉じんが飛散する恐れがないことを確認した後、隔離養生を撤去（☒）





## (2) アスベスト含有建材の除去

### 隔離養生の状況監視などについて

レベル1

レベル2 (断熱材、耐火被覆材)

#### ○デジタル粉じん計(粉じん相対濃度計)の活用

持ち運びやすく、簡易的かつ迅速に空気中の粉じんを計測することができる機器により、作業場所の隔離の状況を定期的に確認

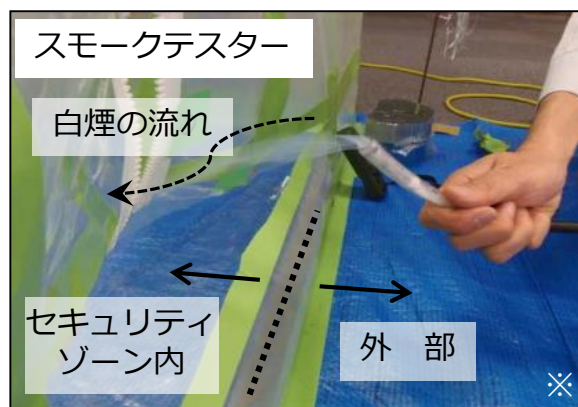
#### ○スモークテスターの活用

セキュリティゾーン前でスモークテスターの白煙により、負圧隔離養生設置後に出入口から隔離養生内への外気の流れを目視することで負圧状況を確認

#### ○スモークマシンの活用

除去作業開始前の負圧隔離養生の状態を確認する際、スモークマシンにより隔離養生内に多量の白煙を発生・充満させ、隔離養生外に白煙の漏洩がないことを確認

集じん・排気装置を運転し、充満した白煙を養生外に排出させて換気機能が適切であることを確認

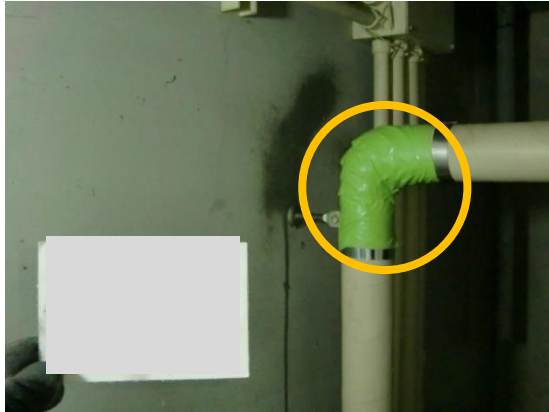


## (2) アスベスト含有建材の除去

### アスベスト除去方法 (参考)

レベル2 (保温材)

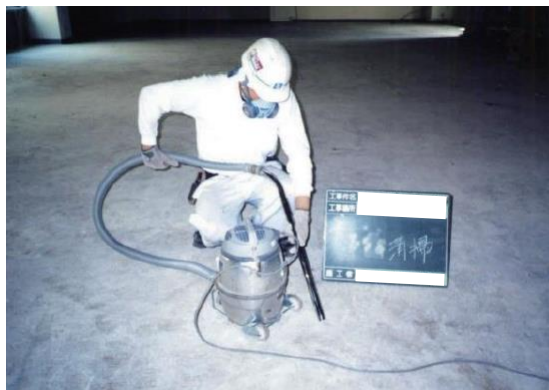
①アスベスト含有部分を養生



②アスベスト含有部分に触れない位置で切断し原形のまま取り出し



④作業場清掃



③プラスチック製袋で二重に梱包・密封し処分場へ



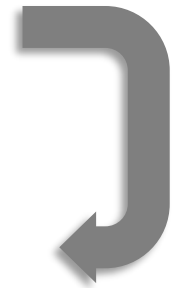
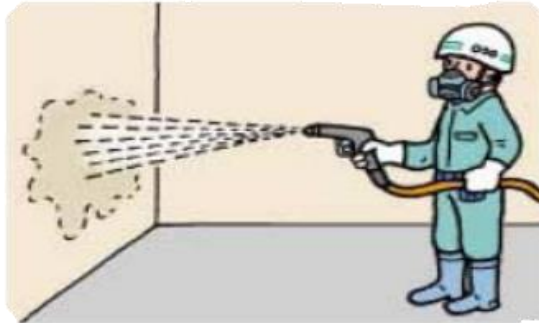
※除去方法は一例です。関係機関と協議しながら、建物や状況に応じて適切に除去作業を行います

## (2) アスベスト含有建材の除去

### アスベスト撤去方法 (参考)

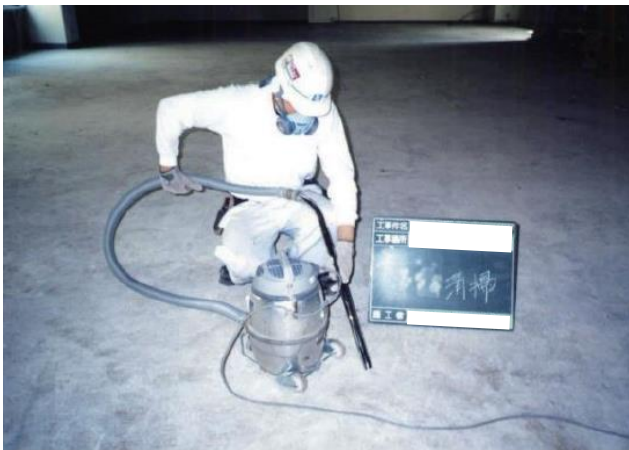
レベル3 (成形板)

①事前清掃後、アスベストの湿潤化 (散水等)



③作業場清掃

②原則、原形のまま手ばらしで除去  
プラスチック製等袋詰め・梱包し処分場へ



※除去方法は一例です。関係機関と協議しながら、建物や状況に応じて適切に除去作業を行います

### (3) 工事中の安全対策・公害防止対策 ①車両対策・交通安全対策

- 工事車両が入退場するゲートには交通誘導員を配置し、第三者の通行（歩行者 / 自転車 / 一般車）を優先して誘導
- 公道上に待機車両が発生しないよう、円滑に入場を誘導
- 工事車両及び工事関係者の車両に対し、公道上などでの駐停車の防止や、場内でのアイドリングストップの励行などの指導を徹底
- 工事車両の幹線道路（新大橋通り/晴海通り/環二通りなど）の走行、原則、周辺生活道路の通行を禁止





# (3) 工事中の安全対策・公害防止対策 ①車両対策・交通安全対策

## 主な工事車両ルート（環状2号線工事ゲート使用時）

- 工事車両は原則、幹線道路を通行
- 工事車両ゲートには原則、3名の交通誘導員を配置

→（青）：入場経路

→（赤）：退場経路



※工事車両ゲートは、令和6年6月まで環状2号線工事（建設局）と共用します  
※工事車両の交通誘導は、環状2号線工事（建設局）と協力して行います



# (3) 工事中の安全対策・公害防止対策 ①車両対策・交通安全対策

## 主な工事車両ルート（新大橋通り工事ゲート使用時）

- 工事車両は原則、幹線道路を通行
- 工事車両ゲートには原則、3名の交通誘導員を配置

→（青）：入場経路

→（赤）：退場経路

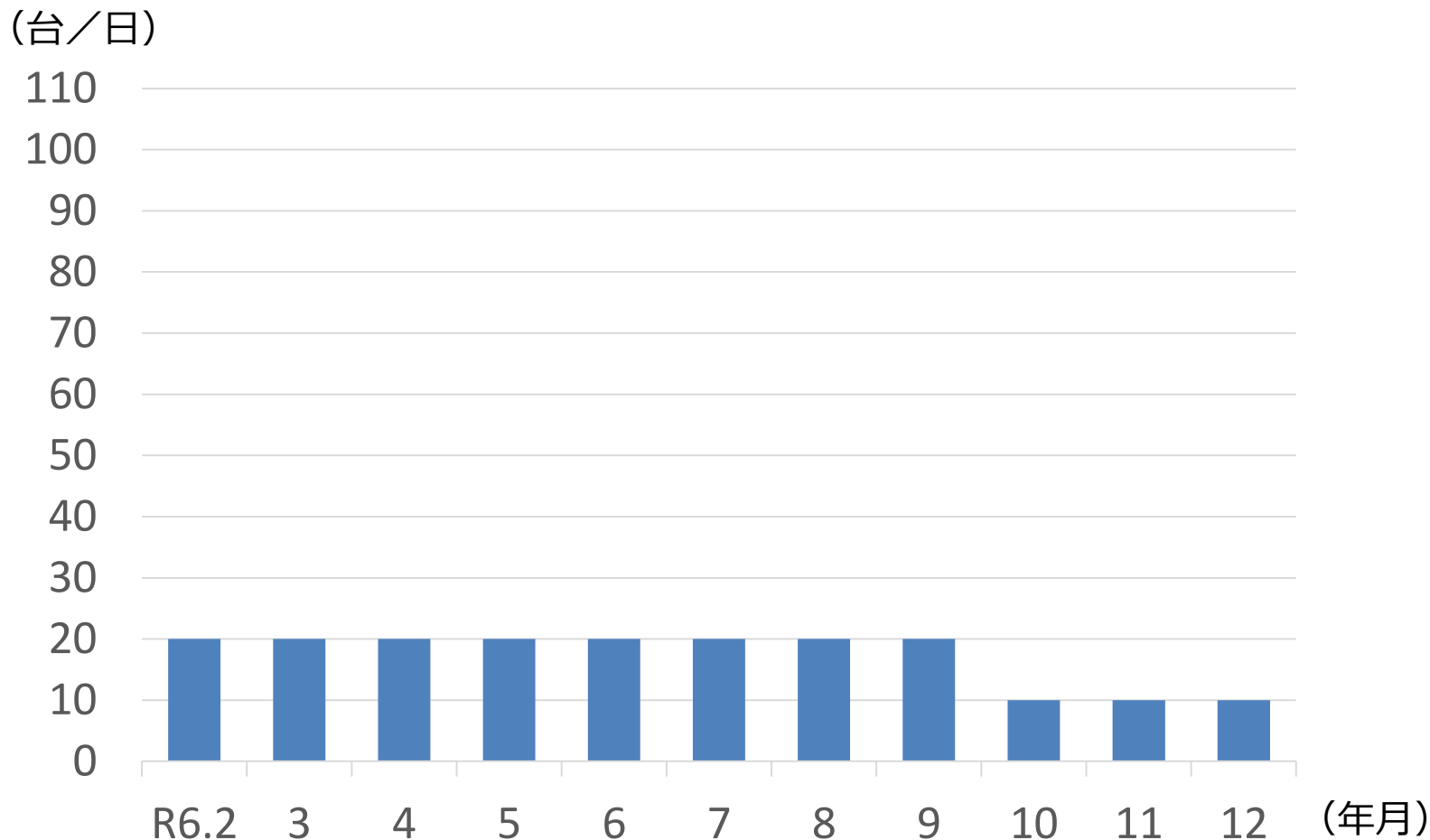


※工事車両ゲートは、令和6年6月まで環状2号線工事（建設局）と共用します  
※工事車両の交通誘導は、環状2号線工事（建設局）と協力して行います

# (3) 工事中の安全対策・公害防止対策 ①車両対策・交通安全対策

## 工事車両の想定台数

※現時点での想定であり、実際の作業内容により変動があります。



※上表の工事車両は、本解体工事車両のみの台数です

# (3) 工事中の安全対策・公害防止対策

## ②粉じん抑制対策

- ろ過室と水産物部第2別館の躯体解体時に、粉じん発生部およびその周辺部への散水を特に徹底
- ろ過室と水産物部第2別館の地上部を解体する建物の周囲に、パネルなど囲いを設置
- 隣接地域への粉じんの飛散を防ぐ仮囲いを敷地境界に設置  
※建物解体作業範囲など、環二通りと地盤高低差が大きい場所の仮囲い設置はありません
- 退場する工事車両のタイヤ部分を洗浄



躯体解体中の散水の例



防音パネルの例



仮囲いの例



車両のタイヤ洗浄の例

# (3) 工事中の安全対策・公害防止対策

## ③騒音、振動抑制対策

- ろ過室と水産物部第2別館の囲いには、防音パネルなどを使用
- 作業機械は低騒音・低振動型を使用  
(排出ガス対策型の認定を受けた工事車両で、排ガス削減にも寄与)
- 作業時間帯に敷地境界で騒音・振動を測定



防音パネルの例



# (3) 工事中の安全対策・公害防止対策 ④汚染土の拡散防止対策

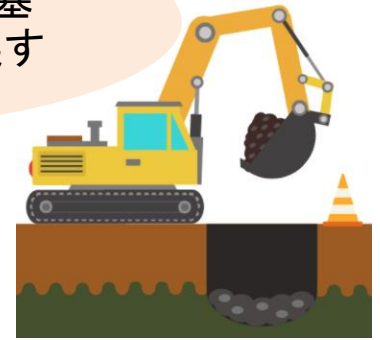
○敷地の一部は土壌の汚染が確認されているため、解体工事の土壌の掘削に伴い発生する汚染のある土※の搬出などは、関係法令に基づき適正に実施

※汚染のある土：法や条例に基づく有害物質が基準値を超えて含まれている土壌

汚染土は原則、現場内に仮置きせず、掘削後は場外の処理施設に直接搬出



汚染土を掘削した箇所は、基準に適合した材料で埋め戻す



都道府県知事の許可を受けた処理施設で適正に処理



・汚染土が飛散しないよう、荷台は塩ビシート等で覆い運搬  
・退場する車両のタイヤを洗浄



「汚染土搬出車両」と掲出





— 問合わせ先 —

東京都中央卸売市場事業部施設課  
解体工事担当  
電話 03-5320-5772